

住民税・所得税の確定申告について

▶問合せ 税務会計課住民税係 ☎25-3262
沼田税務署個人課税部門 ☎22-2133

住民税の申告と所得税の申告相談を、2月17日(月)から3月17日(月)(土日祝日を除く※)に、役場1階会議室で行います。また、住民税申告の出張窓口を下記の日程で行いますのでご利用ください。※休日申告を3月2日(日)に開催します。

会場	昭和村役場1階会議室
日時	2月17日(月)～3月17日(月) 午前9時～11時30分、午後1時～4時
	3月2日(日) 午前9時～11時30分

住民税申告の出張窓口 午前9時～11時30分、午後1時～3時			
日時	受付	対象地区	会場
2月20日(木)	午後	永井	永井住民センター
2月21日(金)	午後	入原	入原公民館
2月25日(火)	午前 午後	川額・榑久保・森下	地域活性化センター
2月26日(水)	午後	貝野瀬・生越	貝野瀬構造改善センター
2月27日(木)	午後	中野・長者久保・大河原・追分・赤谷	大河原住民センター
2月28日(金)	午後	赤城原・松ノ木平	赤城原区民館
3月4日(火)	午前 午後	吹張・宿 中宿・中内出	昭和村役場1階会議室
3月5日(水)	午前 午後	常木・滝寺 南内出・上内出	昭和村役場1階会議室

住民税(村県民税)の申告が必要な人

令和6年中に所得があり、令和7年1月1日現在、昭和村に住所がある方。ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をする方。
- ・年末調整が済んでいる給与所得のみの方。
- ・公的年金等にかかる所得のみの方。

(注)…扶養控除、障害者控除、医療費控除などの所得控除を追加・変更する場合や、源泉徴収された所得税の還付申告を行う場合は確定申告が必要です。

申告の際に必要なもの

- ・マイナンバーカードもしくは通知カードと本人確認書類(免許証など)
- ・所得の証明となる資料(給与・年金の源泉徴収票、収支内訳書など)
- ・国民年金などの社会保険料控除証明書
- ・生命保険や地震保険等の控除を受ける人
→保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける人
→個人・支払先ごとの医療費がわかるもの
- ・障害者控除を受ける人→障害者手帳・療育手帳等

役場で受付できない確定申告

次の申告については役場で受付できません。税務署への提出をお願いします。

- ・青色申告
- ・消費税申告
- ・土地や家屋および株式の譲渡所得、仮想通貨の申告(農業委員会のあっせんを除く)
- ・初年度の住宅借入金等特別控除
- ・過年度申告(過去の年度の申告)

もっとつながる！e-Tax

マイナンバーカードをスマホで読み取ることで、役場や税務署に出向くことなくご自身で確定申告を行うことも可能です。

下記の《確定申告書の作成》から申告書の作成と提出ができます。また《マイナポータル連携》の『確定申告の事前準備ページ』でアプリ連携をしておくと、マイナンバーに紐づけられた申告に必要な情報が一括で入力されるので、時間がかからず作成できます。ぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

※給与情報と連携するには、源泉徴収票がe-Taxで事業所から提出されている必要があります。

《確定申告書の作成》

《マイナポータル連携》

